



情報ステーション

新春号
2015 JAN by T's office



明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。
平成27年(2015年)が貴社にとりまして素晴らしい年となりますようスタッフ一同
精一杯応援させていただきます。 竹市会計事務所 所長 竹市憲正



平成27年度税制改正大綱決定

平成26年12月30日、与党の平成27年度税制改正大綱が決定しました。私たち中小企業に大きな影響を与える改正は、検討課題にこそ残りましたが、特にありませんでした。

I. 法人実効税率引下げについて

国・地方を通じた法人実効税率(現行34.62%)を、27年度には32.11%、28年度には31.33%とし、その後20%台までの引下げを目指すことになりました。中小企業(資本金1億円以下)の場合、元々、法人税課税所得が800万円以下の部分は法人税率が15%(本則は19%)、800万円超の部分は25.5%なので、実行税率が30%を超えることはめったにありませんでした。この15%の法人税率引き上げが実行されるかどうかポイントでしたが、来年度は据え置きとなりました。

II. 住宅取得等資金の贈与の特例



足元の住宅市場活性化対策及び消費税率10%への引き上げに伴う駆け込み・反動減対策の観点から、平成25年は700万円、平成26年は500万円と縮小傾向であった贈与税の非課税限度額が再び1000万円に拡大されます。

III. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設



将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、祖父母や両親の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資金の一括贈与に係る非課税措置を創設(非課税枠:1000万円)することになりました。平成27年4月1日以降の贈与に適用されます。先に創設されました教育資金の1500万円一括贈与と同じく、金融機関への信託方式が採用されます。

IV. 消費税の軽減税率制度について

税理士会や日本商工会議所が反対している、消費税の複数税率導入については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入すると明言されましたが、対象品目、区分経理、安定税源等については、早急に具体的な検討を進めるといった表現に留まりました。

以上、速報とさせていただきます。詳しい内容は次号以降に紹介させていただきます。

